

高砂市規則第25号

高砂市見守りカメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高砂市見守りカメラの設置及び運用に関する条例（令和5年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者等の設置等)

第2条 見守りカメラの適正な設置及び運用並びに画像データの管理を適切に行うため、管理責任者、取扱責任者及び取扱者を置く。

2 管理責任者は総務部長の職にある者を、取扱責任者及び取扱者は総務部危機管理室に所属する職員のうちから管理責任者が指名する者をもって充てる。

(管理責任者等の事務)

第3条 管理責任者は、見守りカメラの設置及び運用並びに画像データの管理に関する事務を統括する。

2 管理責任者は、条例第5条第1項に規定する管理責任者等以外の者が見守りカメラを操作し、又は画像を閲覧することができないように必要な措置を講じなければならない。

3 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 見守りカメラの作動状況の確認

(2) 画像個人情報の複製、加工、消去及び保管並びにこれらの状況の記録

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理責任者が必要と認める事務

4 取扱者は、取扱責任者の命を受け、取扱責任者の事務を補助する。

(画像データの管理等)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、14日間とする。

2 条例第7条第1項第3号の規則で定めるときは、画像個人情報を、適法な請求により開示し、又は目的外に利用し、若しくは外部に提供する場合（これらの行為が同項第1号及び第2号の規定に該当して行われる場合を除く。）であつて、前項に規定する期間を超えて保存することについてやむを得ない理由があると市長が認めるときとする。

3 画像データは、条例第7条第1項各号に該当する場合に限り、複製すること

ができる。

- 4 前項の規定により複製した画像データの保存期間は、30日とする。
- 5 取扱責任者は、第3項に規定する場合において、前項に規定する保存期間が経過したときは、当該保存に係る画像データを復元できない方法により消去しなければならない。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、当該保存期間を延長することができる。

(画像個人情報の提供の際の適正管理)

第5条 市長は、画像個人情報を外部に提供するときは、当該画像個人情報の提供を受ける者に対し、次に掲げる事項を遵守する旨を記載した文書を提出させるものとする。

- (1) 画像個人情報を加工しないこと。
 - (2) 通信回線と接続している情報機器を使用して画像個人情報の表示又は保存をする場合は、当該画像個人情報の漏えいを防止するための安全対策を実施すること。
 - (3) 画像個人情報を記録した媒体は、盗難を防止する措置が講じられた場所で厳重に管理すること。
 - (4) 画像個人情報をその提供を受けた目的以外に利用しないこと。
 - (5) 法令に基づく場合を除き、画像個人情報を第三者に閲覧させ、又は提供しないこと。
 - (6) 画像個人情報の提供を受けた目的が達成されたときは、速やかに当該画像個人情報を消去、記録された媒体の破砕その他の方法により、復元できないよう適切に処理すること。
- 2 市長は、必要最小限の範囲で画像個人情報を外部に提供するものとする。
 - 3 市長は、画像個人情報を外部に提供したときは、次に掲げる事項を記録した文書を作成し、これを5年間保管しなければならない。
 - (1) 提供した年月日及び時間
 - (2) 提供先の氏名又は名称、住所又は所在地並びに法人の場合は代表者及び担当者の氏名
 - (3) 提供の目的及び理由
 - (4) 提供した画像個人情報の内容

(運用状況の公表)

第6条 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 見守りカメラの設置台数及び設置場所

(2) 画像個人情報の外部提供先の氏名又は名称並びに外部提供をした理由及び件数

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。